

家計急変世帯における「住民税非課税水準に相当する額」（目安）

申請した時点の世帯における世帯全員の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税の遺族年金や障害年金等は除く。））について、それぞれ判定を行います。令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。

※ 任意の1か月の収入（または所得）×12（＝年間収入（または所得）見込額）が下の表の非課税相当収入（または所得）限度額を下回る必要があります。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円